



28 土 (技) 第 340 号
平成 28 年 7 月 26 日

建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長



建設工事現場における安全管理の徹底について

建設工事現場における安全確保については、機会あるごとに注意喚起しているところですが、先日、急傾斜地崩壊対策施設の補修工事現場において、法面上でロープ高所作業中の作業員が墜落して死亡する事故が発生しました。

については、このような事故が再び発生することのないよう、貴下会員に対し関係法令や土木工事安全施工技術指針等の遵守はもちろんのこと、改めて工事現場における高所作業の安全管理の徹底を図り、再発防止に万全を期すよう指導をお願いいたします。

(参考)

ロープ高所作業に関する関係規程

○労働安全衛生規則

(特別教育を必要とする業務)

第36条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

四十 高さが二メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具(略)を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業(四十度未満の斜面における作業を除く。以下「ロープ高所作業」という。)に係る業務

(ライフラインの設置)

第539条の2 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、身体保持器具を取り付けたロープ(略)以外のロープであつて、安全帯を取り付けるためのもの(略)を設けなければならない。

(安全帯の使用)

第539条の7 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、当該作業を行う労働者に安全帯を使用させなければならない。

2 前項の安全帯は、ライフラインに取り付けなければならない。

3 労働者は、第一項の場合において、安全帯の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

○土木工事安全施工技術指針

第2章 安全措置一般

第5節 墜落防止の措置

3. 掘削作業における墜落防止措置

(1) 墜落の恐れのある人力法面整形作業等では、親綱を設置し、安全帯を使用させること。(略)

4. 作業員に対する措置

(4) 高所作業に従事する作業員については、年齢、体力等に配慮し、特に健康状態を確認して配置すること。